

【 参 考 資 料 】

- (1) 国補「バリアフリー化設備等整備事業費補助金」  
の概要 . . . . . 1 頁
  
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱  
(抜粋) . . . . . 3 頁

## 国補「バリアフリー化設備等整備事業費補助金」の概要 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金のメニューのひとつ)

### ○目的

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図る

### ○県内補助対象事業者（鉄道の場合）

鉄軌道事業者（伊予鉄道株）

### ○補助対象事業

補助対象事業者が行う鉄軌道駅の移動等円滑化に要する整備

- ・段差の解消
- ・バリアフリーストレの設置、
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

### ○補助率（上限）

国：1／3

### ○補助対象要件

生活交通確保維持改善計画

事業実施の前提として、地域の協議会での議論・承認を経て、事業の目的・内容・効果、費用負担、事業内容と事業主体等を記載した生活交通確保維持改善計画を策定すること



(出典：国土交通省「地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）」)

## 視覚障害者誘導用ブロック及びスロープ設置の概要

郡中線郡中港駅に視覚障害者誘導用ブロック（内方線付き含む）及び既設スロープに手すりを設置し、転倒・転落防止等を講じる。

視覚障害者誘導用ブロック・スロープ手すり



現況

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7253号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号
令和 2年	2月 5日	国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号
令和 2年	4月 2日	国総地第 80号

			国鉄都第265号
			国自旅第334号
令和	2年	6月22日	国総地第33号
			国総安政第22号
令和	2年	7月1日	国総地第34号
			国総マ第16号
			国鉄事第87号
			国自旅第78号
			国海内第29号
			国空事第414号
令和	3年	2月16日	国総地第96号
			国鉄事第633号
			国自旅第406号
			国海内第208号
			国空事第1627号
令和	3年	4月5日	国総地第121号
			国自旅第504号
			国海内第234号
令和	4年	2月15日	国総地第61号
			国鉄総第385号
			国鉄都第155号
			国自旅第462号
			国自技環第158号
			国海内第272号
令和	4年	2月18日	国総地第63号
			国鉄事第632号
			国自旅第468号
			国海内第275号
			国空事第1317号
令和	4年	3月29日	国総地第75号
			国自旅第516号
令和	4年	5月23日	国総地第19号
			国自旅第53号
令和	4年	6月6日	国総地第23号
			国総バ第58号
			国自旅第67号
			国自技環第26号
令和	5年	3月3日	国総地第91号
			国自旅第476号
令和	5年	3月9日	国総地第95号

			国自旅第490号
令和	5年	3月24日	国総地第107号
			国鉄総第492号
			国鉄都第218号
			国鉄事第827号
			国自旅第530号
			国自技環第208号
			国海内第241号
			国空事第1249号
令和	5年	3月28日	国総地第120号
令和	5年	6月30日	国総地第43号
			国鉄事第223号
			国自旅第79号
			国自技環第55号
令和	5年	8月1日	国総地第57号
			国自旅第97号
令和	5年	9月6日	国総地第74号
令和	6年	2月21日	国総地第118号
令和	6年	3月12日	国総地第121号
			国自旅第339号
令和	6年	3月18日	国総地第131号
			国自旅第349号
令和	6年	3月18日	国総地第133号
令和	6年	3月21日	国総地第138号
			国自旅第356号
令和	6年	3月21日	国総地第141号
			国鉄事第803号
			国自旅第362号
			国自技環第207号
			国海内第178号
			国空事第1134号
令和	6年	4月18日	国総地第5号
			国鉄事第65号
			国自旅第13号
			国自技環第5号
			国海内第11号
			国空事第26号
令和	6年	6月14日	国総地第77号
			国自旅第95号
			国海内第46号

令和 6年	9月11日	国総地第118号
令和 6年	9月30日	国総地第121号 国自旅第194号
令和 7年	1月21日	国総地第158号 国自旅第258号
令和 7年	2月21日	国総地第172号 国自旅第291号
令和 7年	3月 4日	国総地第176号 国鉄都第151号 国鉄事第499号 国自旅第295号 国自技環第172号 国海内第209号 国空事第1125号
令和 7年	5月 7日	国総地第11号 国鉄都第7号 国鉄事第25号 国自旅第3号 国自技環第5号 国海内第3号 国空事第14号
令和 7年	12月24日	国総地第189号 国自旅第151号
令和 8年	2月13日	国総地第203号 国鉄都第88号 国鉄事第580号 国自旅第167号 国自技環第186号 国海内第179号 国空事第1105号
令和 8年	3月24日	国総地第248号 国自旅第196号
令和 8年	4月 9日	国総地第1号 国鉄都第8号 国鉄事第29号 国自旅第1号 国自技環第1号 国海内第2号 国空事第3号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

## 目次

### 第1編 共通事項（第1条―第3条）

### 第2編 地域公共交通確保維持事業

#### 第1章 陸上交通（第4条―第25条の16）

##### 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

##### 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

##### 第2節の2 エリア一括協定運行事業

##### 第3節 車両減価償却費等国庫補助金

##### 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

##### 第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

#### 第2章 離島航路（第26条―第58条）

##### 第1節 総則

##### 第2節 離島航路運営費等補助金

##### 第3節 離島航路構造改革補助金

#### 第3章 離島航空路（第59条―第73条）

### 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条―第91条）

#### 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条―第97条）

#### 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条―第105条）

### 第4編 地域公共交通調査等事業

#### 第1章 地域公共交通調査事業（第106条―第123条）

##### 第1節 地域公共交通計画策定事業

#### 第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条―第132条）

##### 第1節 利便増進計画策定事業

##### 第2節 利便増進計画推進事業

#### 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2―第132条の7）

##### 第1節 運送継続計画策定事業

##### 第2節 運送継続計画推進事業

#### 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

##### 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条―第135条）

##### 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条―第138条）

第5章 地域公共交通再構築調査事業（第139条—第143条）

第6章 共同経営計画策定事業（第144条—第146条）

第7章 エリア一括協定運行調査事業（第147条—第150条）

## 第1編 共通事項

### （目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

### （定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。

四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）
  - ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
- 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
  - ロ 利便増進計画（活性化法第27条の15の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
  - ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
  - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。
- 十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、

れに付した条件に適合すると認めるときは、第62条及び第63条の規定に従って交付額を確定し、様式第3-9による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。ただし、第62条第4項に係る補助金の額については、同項第一号に定める運賃と、同項第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の1/2とする。

- 2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第67条第1項で協議会等に通知した内定額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

#### (補助金の請求)

第72条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の整理)

第73条 補助金の交付を受けた者は、離島航空路運航費補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び離島航空路運航費補助金の経理に係る証拠書類は、離島航空路運航費補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### 第1章 バリアフリー化設備等整備事業

##### (補助対象事業等)

第74条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表23に定めるものとする

##### (生活交通確保維持改善計画)

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

#### (補助金の額)

第76条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表23に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

#### (補助金交付申請)

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

#### (交付の決定及び通知)

第78条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (交付決定の変更等の申請)

第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 別表23に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

#### (交付決定の変更及び通知)

第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

#### (状況報告)

別表 2 3 (第 7 4 条第 2 項関連)

バリアフリー化設備等整備事業 (補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消及びバリアフリートイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1 / 3
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 (駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)	
		・障害者用 IC カードシステム及び障害者用 WEB 予約・決済システムの導入に要する経費	
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシー (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)) を除く。) の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	1 / 3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1 / 2 を乗じて得た額のいずれか少ない額)
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費 (通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	
	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機 (車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)) を整備する場合に限る。) 及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。))	
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 (待合施設、ホームページ制作等)	